



議会だより

ふたば

第120号
平成29年9月

発行：福島県双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎0246-84-5200 (代表)



双葉町伝統祭り継承事業『盆踊り』

～平成29年8月12日～
いわき市南台仮設

主な内容

平成29年第2回定例会

・このようなことが決まりました …… P2～3

・一般質問 …… P4～8

第2回臨時会・全員協議会 …… P9

議会のうごき …… P10



平成29年第2回議会定例会は、6月13日から15日までの3日間の日程で開かれました。

専決処分の承認や条例の改正、平成29年度補正予算などが提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

**第 2 回
定 例 会
6月13日～15日**

繰越予算の報告

- 中野地区復興産業拠点整備事業 9491万6千円
- 個人番号カード交付事業 48万9千円
- 地域密着型サービス等整備事業 512万円
- 臨時福祉給付金（経済対策分）事業 9477万9千円
- 久保前中浜線外2路線道路整備事業 3740万7千円
- 常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業 5億5462万3千円
- 仮設校舎敷地整備造成事業 280万8千円
- 公共下水道事業計画策定事業 206万円

条例の改正

- **職員の給与に関する条例の一部改正（専決）**
国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、配偶者及び子に係る扶養手当の支給額を改定。
- **双葉町税条例の一部改正（専決）**
地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布され、町民税及び固定資産税に係る課税の特例並びに軽自動車税のグリーン化特例の適用期限延長等に関する規定の改正が行われたことに伴い、引用条項等を改正するもの。
- **双葉町国民健康保険税条例の一部改正（専決）**
国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の軽減措置の算定に係る5割軽減及び2割軽減の所得判定基準となる被保険者一人当たりに乗ずる額をそれぞれ引き上げる改正。
- **双葉町国民健康保険税条例の一部改正**
平成29年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴い、医療分・後期高齢者支援金等分・介護給付金分それぞれの税率を改正。

人 事

・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(再任) 井戸川 則 隆 さん (鴻草)

主な補正予算

観光費



FUTABA DARUMA

双葉ダルマ等商標登録費

43万8千円

企画費



双葉駅自由通路等整備基礎調査業務委託料

998万円

6月定例会の採決状況

件名	議決結果
平成28年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について	報告
平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について	報告
(専決) 平成28年度双葉町一般会計補正予算(第7号) 総額 112億3260万2千円	原案承認
(専決) 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 総額 16億4618万9千円	原案承認
(専決) 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第3号) 総額 11億740万7千円	原案承認
(専決) 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 総額 4273万円	原案承認
(専決) 職員の給与に関する条例の一部改正について	原案承認
(専決) 双葉町税条例の一部改正について	原案承認
(専決) 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について	原案承認
双葉町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
平成29年度双葉町一般会計補正予算(第1号) 総額 113億4051万円8千円	原案可決
平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) 総額 2億6111万5千円	原案可決
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任と答申

議員 4 名が質問

尾形 彰宏 議員

1. 特定復興再生拠点区域
復興再生計画について
2. 双葉町内の公共施設について

羽山 君子 議員

1. 放射線量について
2. 復興まちづくり事業について
3. 中間貯蔵施設に係る
町有地の提供について
4. 町税の減収補てんと
自主財源の確保について

高萩 文孝 議員

1. 特定復興再生拠点区域
復興再生計画について
2. 双葉町の特定復興
再生拠点区域の範囲について
3. 罹災証明の発行について

菅野 博紀 議員

1. 避難生活について
2. 補償・賠償について
3. 双葉町復興計画について

一般質問

町政を

問う



【一般質問とは】

議員が町の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただすものです。

尾形彰宏議員



特定復興再生拠点区域復興再生計画

問 申請要件と、国認定の見通しを裏付ける根拠は。

答 一定の基準に適合する計画については、内閣総理大臣はその認定をするものとされている。

質問 計画の申請要件と、国認定の見通しを裏付ける根拠は。

町長

申請要件については、帰還困難区域をその区域に含む市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるとされています。

認定の見通しを裏付ける根拠については、申請された計画が、「福島復興再生基本方針に適合するものであること」、「計画に記載された『特定復興再生拠点区域』が一定の要件を満たすものであること」、「計画の実施が当該区域の復興及び再生の推進に寄与するものであることと認められること」、「円滑かつ確実に実施されることと見込まれるものであること」といった一定の基準に適合する計画については、内閣総理大臣はその認定をするものとされており。

質問 避難指示解除は5年後と考えるとよいか。

町長

「特定復興再生拠点区域制度」は、帰還困難区域の中に、認定から5年以内の避難指示解除を目指す区域として、「特定復興再生拠点区域」を設け、まずはそこから集中的に除染・インフラ復旧等を行うというものです。帰還困難区域全体の避難指示が5年後に解除されるというわけではありませんが、双葉町への帰還環境整備については、「国の認定を受けた当初の『復興拠点』の整備の進捗状況を踏まえ、復興拠点の区域を町内の低線量区域に徐々に拡張」していくとともに、「双葉町全域の復興に向け、帰還困難区域全体の避難指示解除への決意を示した国や県と連携しながら、今後の放射線量の低減の状況を踏まえ、中長期的に取組を推進」していくこととしております。

質問 三月議会で答弁した復興庁の4年後廃止に伴う、ワンストップ型被災地支援体制の提言内容とは。

町長

復興庁は、復興庁設置法第21条の規定により、平成33年3月31日までに廃止することとされており、双葉町の復興に向けた取り組みは、中野地区復興産業拠点を起点にいよいよ具体的な事業が進み始めたばかりであり、まさにこれからが本番です。

こうした中、町として国からの長期的な支援が必要不可欠であると考えており、復興庁廃止後においても、ワンストップ型の被災地支援体制を引き続き確保するよう、国に求めているところです。

町内の公共施設

質問

ヘルスケアふたば、青年婦人会館など、周辺の一連の既存公共施設を統合して、復興産業に関する健康管理に寄与する方向性をPRしてはどうか。

町長

昨年12月に、双葉町復興まちづくり計画（第二次）を策定いたしました。この計画の中で、双葉町の「帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想」を示しております。

ヘルスケアふたば及び青年婦人会館が設置されている長塚字谷沢町地内は、「新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点）」と「新市街地ゾーン」に挟まれている地域で「まちなか再生ゾーン」と位置付け、これから、交流拠点としてインフラ整備と除染を一体として実施していく計画としており、復興まちづくり計画のもと、既存施設

設の再開並びに利用等につきましても、計画的かつ段階的に取り組みを推進してまいります。

質問

町教育施設の今後の活用計画があるのか。

町長

町立幼稚園、小・中学校、公民館・体育館、図書館、歴史民俗資料館などの町教育施設の活用計画につきましても、施設そのものがほとんどが帰還困難区域にあり、被害状況調査も進んでいない状況にありましたが、現在、改正された福島復興再生特別措置法による特定復興再生拠点区域について国と協議中であり、その認定区域との整合性を踏まえ、まずは施設の被害状況を調査するとともに、避難指示解除後の帰還人口やその構成、町民意向の把握を見据えながら、その再開方針の整理・検討や活用計画を進めてまいります。

羽山 君子 議員



放射線量

問 町が町民に貸与している線量計と町内に設置されている線量計の値に誤差がある。その原因と対策は。

答 町が貸与する線量計は、より正確な数値を検出できるように、年に 1 回校正を行っている。

質問

町が町民に貸与している線量計と、町内に設置されている線量計の値に誤差が生じ、町民は不安に思っている。線量は町民の一番の関心事で帰還にも影響を及ぼす。誤差が生じている原因及びその対策は。

町長

町内に設置されている線量計・モニタリングポストは、空気中の放射線量の変化をいち早く把握することを目的に、その場所の放射線量をマイクログレイという単位で表示しています。

町民に貸与している個人線量計は、放射線管理が必要な現場などで用いられ、単位はマイクロシーベルトで表されます。モニタリングポストと個人線量計では、表している値の意味が異なり、一般に、モニタリングポストの値より、個人線量計の値のほうが高くなります。

町が貸与する線量計は、町民の安心と安全性を担保する上で、より正確

な数値を検出できるように、年に 1 回校正を行っています。

復興まちづくり事業

質問

復興まちづくり事業を進めるにあたって、後年度の財政負担を招かないよう必要最小限の事業規模とすべきと考えるが、町長の考えは。

町長

町としては、一般の原発事故によって最も深刻な被害を受けただけでなく、廃炉まで 30、40 年かかると言われる福島第一原子力発電所を抱え、さらには、福島復興のため中間貯蔵施設建設を苦渋の判断で受け入れた双葉町の復興が決して置き去りにされることのないよう、震災前の双葉町の姿や、双葉町復興まちづくり計画(第二次)を踏まえ、JR 双葉駅を中心とする駅東西をコンパクトタウンとして整備するため、町内の可能な限

り広い区域を特定復興再生拠点区域として認定するよう、国に求めてまいりたいと考えています。

中間貯蔵施設に係る町有地提供

質問

中間貯蔵施設の町有地提供について貸借か売却か何も示されていない。国との交渉経過と町有地の提供方法、貸し付ける場合はその期間について伺いたい。

町長

町有地の提供に関する国との具体的な交渉は行っていません。現在、用地取得契約が徐々に進捗しており、このペースで進めば、そう遠くない時期に町有地の判断が必要になるものと考えています。

引き続き契約状況を見据えつつ、これらの検討事項について整理したうえで議会の皆様に相談して決めたいと考えています。

町税の減収補てんと自主財源の確保

質問

町税の減収分の交付金等の名称と補てん割合を伺いたい。財源の確保のためフレコンバッグ搬入に対して国に負担金・迷惑料を求めるべきと考えるが、町長の考えは。

町長

震災後は大幅な税の減収となっていますが、税の減免措置額については、地方交付税の震災復興特別交付税により補てんがなされています。平成 27 年度一般会計決算での地方交付税額は 14 億 6 5 3 2 万 4 千円となっており、うち震災復興特別交付税額が 8 億 4 2 2 4 万 9 千円、その中に税の減収分として 4 億 6 9 8 1 万 3 千円が含まれています。税の減収に対する補てん額については、地方税法及び東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例に基づく減免額となっています。

また、今後の財源の確保については、羽山議員からご提案をいただいたフレコンバッグ搬入に係る課税等については、これまでも非常に難しい面があるということをお答えしてきたところで、震災以降は、国・県の交付金等に頼らざるを得ない財政状況が続いています。このような状況下において住民サービスを維持するための財源を確保するため、町づくり、地域復興に要する財源の確保は大きな課題であると認識しています。これまでも国・県等に対して、町の復興、地域振興等の事業を実施するための長期的な財源確保と町のニーズに合う補助対象メニューの拡大等を求めてきており、今後も引き続き求めてまいります。

高萩文孝議員



特定復興再生拠点区域復興再生計画

問 計画の認定申請はいつ頃になるのか。

答 今年の夏にも計画申請ができるよう進めたいと考えている。

質問

町の復興を加速させるためには、計画を早期に作成し、国の認定を受け、除染範囲を拡大していく必要があると考える。いつ頃の認定申請を予定しているのか。

町長

帰還困難区域内の面的除染を始めとする新たな枠組みによる復興事業に一刻も早く着手できるように、計画の認定申請を早急に行う必要があると考えています。

申請時期は、計画の認定基準が記載される国の「福島復興再生基本方針」の改定が6月下旬に予定されていますので、国・県と速やかに協議を進め、議会の皆様にもご説明をさせていただいた上で、今年の夏にも計画申請ができるよう進めたいと考えています。

特定復興再生拠点の範囲

質問

町の計画では、「働く拠点」、「住む拠点」を整備するとされているが、住民が帰還し、生活することを考えれば、これらの拠点が飛び地とならずに、繋がるような大きな「特定復興再生拠点区域」を打ち出す必要があるように思う。町の考えは。

町長

避難指示解除準備区域と駅西地区の約40haだけで双葉町の復興を果たすことはできないと考えていますので、「特定復興再生拠点」を、面的に一体性を持った大きなものとして認定するよう国・県に強く求めています。復興を早期に進めるため、国・県と速やかに協議を進め、議会の皆様にもご説明をさせていただいた上で、早急に計画申請ができるよう進めています。

罹災証明の発行

質問

環境省に解体の申請をするだけでなく、被災者生活再建支援金を受給する上でも、罹災証明書の発行を急ぐことが非常に重要であると考えているが、制度が十分に周知されていないように思う。今後の取り組みは。

町長

罹災証明書は、建物の所有者の方から申請していただき、現地調査を行った上で発行することになります。今年度は、週2回のペースで調査をする予定です。調査は、建築士会所属の建築士が行います。双葉郡内の他町村の調査がおおむね終了したことから、昨年度に比べ調査件数が大幅に増える見込みです。罹災証明書は、復旧・復興の加速化とも関連してまいります。これまでも周知を行ってきましたが、町のホームページに改めて掲載したところであり、今後も機会を

とらえて周知を行ってまいります。

町内の車両運行安全確保

質問

今後、中間貯蔵輸送車両のほか、多くの車両が通行することが想定され、安全確保について、さらに考慮すべきと考える。一時帰宅者の安全を確保する上でも、どのように対応するのか。

町長

郡内においては、双葉警察署が事務局となる「双葉地方除染事業等・警察連絡会」が組織されており、事件・事故の防止活動の推進、各種法令の遵守、会員等相互の情報交換等の活動などを目的として、双葉地方8カ町村、環境省福島環境再生事務所、双葉地方における除染等に携わる企業、県相双地方振興局、県警察本部等が会員となって組織され、定期的な意見交換が行われております。

町内においては町商工会が事務局となる「双葉町復興推進連絡協議会」が本年5月12日に設立されました。これは、町内の防犯・事故防止、会員相互間の情報交換や相互支援及び協力等を目的にオプザーバーとして環境省、双葉町、双葉警察署が連携した組織として活動が開始されたものです。町の復興の本格化に伴い、作業者の入域等が多くなるのが想定される中、このような組織が町内での防犯・事故防止活動の一翼を担っていたことは、町民の安心・安全につながるものと考えています。

町としましては、地域の住民の方が一時帰宅などの際に安全に立ち入りできることが最も重要であると考えておりますので、先ほどの組織による情報交換等を行い、課題の共有を図りつつ、多くの車両が同じ道路を通過することがないよう分散化それに伴い必要となる道路補修など、ハード・ソフト両面から安全確保対策を講じてまいります。

菅野博紀議員



避難生活

問 今後も続く避難生活には、問題が多い。行政としての考えは。

答 町の特殊事情を踏まえ、被害実態に即した賠償を実施するよう、引き続き国、東京電力に対して強く要望していく。

質問

避難生活には、大きな問題が多い。

借上げ住宅について平成30年3月以降の対応、復興住宅についても家賃が発生しており、東京電力の対応も示されていない。

医療費・生活に関わる問題など、国・県・東京電力の対応について、行政としての考えなどあれば伺う。

町長

応急仮設住宅、借上住宅の提供は、平成30年3月末までとなっております。しかし、町は帰還困難区域が多くを占めており、ようやく福島復興再生特別措置法が改正され帰還に向けての整備に見通しがついたところでありませんが、今後も避難生活が続くことから、国県として応急仮設住宅借上住宅の供用期間延長を前向きに検討していると考えています。

復興公営住宅の家賃賠償も、平成30年3月31日までとなっております

質問

が、町の特殊事情を踏まえ、被害実態に即した賠償を実施するよう、引き続き国、東京電力に対して強く要望していく考えです。

高速道路無料化、医療費の一部負担免除の継続についても、国、県に強く要望していく考えです。

補償・賠償

質問

今後の補償・賠償に対するの行政としての関わり方は、要望等だけでなく、現状に合った補償・賠償とするため、国・東京電力との交渉が必要だと思ふ。

町民の補償・賠償が継続されないのであれば、国に対して町民の財産である中間貯蔵施設への町有地提供は、考え直さなくてはならないと思うが、町長の考えは。

町長

双葉町の特殊な事情を踏まえ、被災地域について一律の対応とするので

はなく、被害実態に即した賠償を実施するともに、今後とも長期避難が続くことが見込まれる双葉町民への生活再建支援策を充実させるよう国、東京電力に対し求め続けています。

質問

5月21日にも、佐々木議長・岩本副議長とともに、吉野復興大臣に対し、「被害実態に即した賠償の実施と長期避難が続く双葉町民の生活再建支援」を内容に含む要望書を手交したところです。

町長

今後とも引き続き、国、東京電力に対し、粘り強く求めてまいりたいと考えています。

復興計画

質問

復興計画は、何年後に戻った計画なのか、農業再生モデルゾーンでは誰が何を作るのか、復興産業拠点には、具体的に現在何件の企業が希望しているのか伺う。

町長

双葉町復興まちづくり計画(第二次)は、今後5〜10年程度かけて中長期的に取り組む町の施策を取りまとめたものであり、福島復興再生特別措置法の改正により設けられた特定復興再生拠点区域制度が、認定から5年以内の避難指示解除を目指す制度であることを踏まえ、約10年後の目標人口を2000人〜3000人としています。

賠償と中間貯蔵施設は、いずれも重要な案件です。今後とも引き続き、町民に寄り添った丁寧かつ真

二次計画を見た方から、再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンでの事業の提案・相談なども来ておりますので、実現可能性を精査した上で、今後、担い手探しを含め、検討を進めてまいりたいと考えています。

町では、中野地区復興産業拠点への町内事業者や新たな民間事業者の立地に取り組むこととしており、今年度の当初予算に「企業誘致推進事業業務委託」を盛り込み、復興産業拠点への企業誘致に向けて、本格的に動き始めたばかりです。今後、中野地区復興産業拠点の整備の進捗に合わせ、具体的な立地企業の決定に向けて取り組んでまいります。

農業再生モデルゾーンでは、燃料作物や飼料用米の作付けを想定しております。

第2回臨時会 8月2日

●土地の取得について ⇒ 原案可決

中野地区復興産業拠点整備用地の一部として、双葉町大字中野地内の土地、118,463㎡を取得するため。

●平成29年度双葉町一般会計補正予算(第2号) ⇒ 原案可決

歳入歳出それぞれ104億7960万8千円を追加し、総額218億2012万6千円【主な補正】

- ・総務費：中野地区復興産業拠点整備事業費 28億9549万5千円
- ・衛生費：共同墓地整備事業費 9080万円
- ・諸支出金：福島再生加速化交付金を基金へ積立 74億7311万8千円

議会全員協議会

◆6月15日

- 特定復興再生拠点区域復興再生計画の調整状況について

◆8月2日

- 双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画(案)について

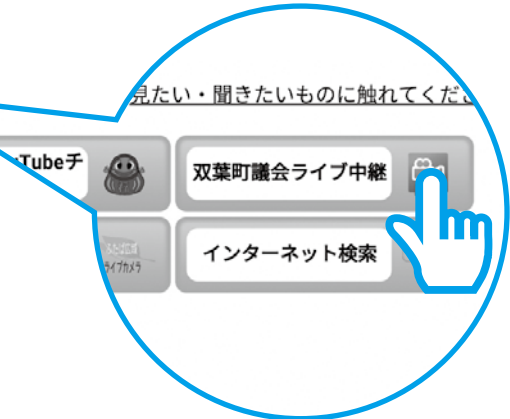
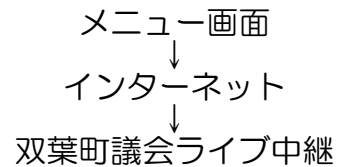


議会のライブ中継をご覧ください。



議会定例会の様子をインターネットのライブ中継でご覧いただけます。録画中継の配信も行っています。

町貸出のタブレット端末からの検索方法は次のとおりです。



議会のうごき

6月

- 2日 福島県町村議会議長会定期総会
- 8日 議会運営員会・議会全員協議会
- 13日～15日 平成29年第2回定例会
- 15日 議会全員協議会

7月

- 10日 全国原子力発電所立地市町村議会議長会総会
- 11日～12日 議長・副議長要望活動

8月

- 2日 平成29年第2回臨時会
議会運営委員会・議会全員協議会
議会報編集委員会
- 8日 環境大臣・副大臣来庁
- 23日 双葉地方水道企業団議会定例会
- 24日 福島県正副議長・事務局長研修会
- 25日 双葉地方議会議
- 30日 議会運営委員会・議会全員協議会
- 31日 双葉地方広域市町村圏組合議会定例会

福島県町村議会優良議会

6月2日、福島県町村議会議長会定期総会において、双葉町議会が表彰されました。



編集後記

いつも議会だよりのご愛読ありがとうございます。

第120号では、平成29年6月議会定例会の内容と議会の動きなどを掲載しています。

今後とも町民の皆様にご愛読いただけるよう委員会一同頑張りま

すので、ご愛読お願い致します。
(菅野)

【編集委員会】

- 委員長 菅野博紀
- 副委員長 石田翼
- 委員 尾形彰宏
- 委員 清川泰弘

